

老人憩の家の 利用者負担の見直し

老人憩の家の設置目的等

1 設置目的

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図る。

2 位置付け

(1) 昭和40年4月厚生省社会局長通知に基づく施設

(2) 昭和45年4月開設の「松代老人憩の家」をはじめ、
現在市内に9施設設置されている。

➤松代・石川・大豆島・茂菅・新橋・氷鮑・東北・若穂・東長野

(3) 利用者の範囲

- ・市内在住の60歳以上の者
- ・障害者手帳等の所持者及び介助者等

計画における方針・目標

あんしんいきいきプラン21

第九次高齢者福祉計画（令和3年度－令和5年度）

○公共施設個別施設計画に基づいて、変化する社会背景に合わせた施設運営を行います。

〔 9施設の個別施設計画	解体・民間移譲等	2施設
	事後保全	7施設

○限られた予算の中で、必要な施設には安全確保を図る対策を進めていきます。

利用料金の経過

老人憩の家の設置根拠である厚生省社会局長通知において、原則として利用料は無料とされているが、特別な設備を設置し使用させる場合は実費を徴収して差し支えないとされている。

長野市では特別な設備として「浴室」を設け、実費として利用料金を徴収している。障害者手帳等所持者は減免（無料）。

- ・ 昭和45年度 ～ 無料
- ・ 昭和59年度 ～ 50円
- ・ 平成11年度 ～ 70円
- ・ 平成14年度 ～ 100円
- ・ 平成19年度 ～ 120円
- ・ 平成22年7月～ 150円
- ・ 平成29年7月～ 200円
- ・ 令和 3年7月～ 250円

近年の審議会（利用料金改定）の経過

【平成22年7月】 150円に改定（一般60歳以上 以下同様）

コスト計算額 230円 ⇒ 改定上限額 180円 ⇒ 決定額 150円



【平成25年度】

利用料金見直しは行わず、危険区域立地・老朽化施設の再編検討を優先



【平成29年7月（平成28年度審議）】 200円に改定

・コスト計算額 227円 ⇒ 改定上限額 225円 ⇒ 決定額 200円

・審議会で障害者料金の見直しが提案 ⇒ 現状維持と決定



【令和3年7月（令和元～2年審議）】 250円に改定

・コスト計算額 271円※ ⇒ 改訂上限額 300円 ⇒ 決定額 250円

・審議会で障害者料金について再度議論 ⇒ 賛否拮抗 現状維持と決定

（附帯意見）

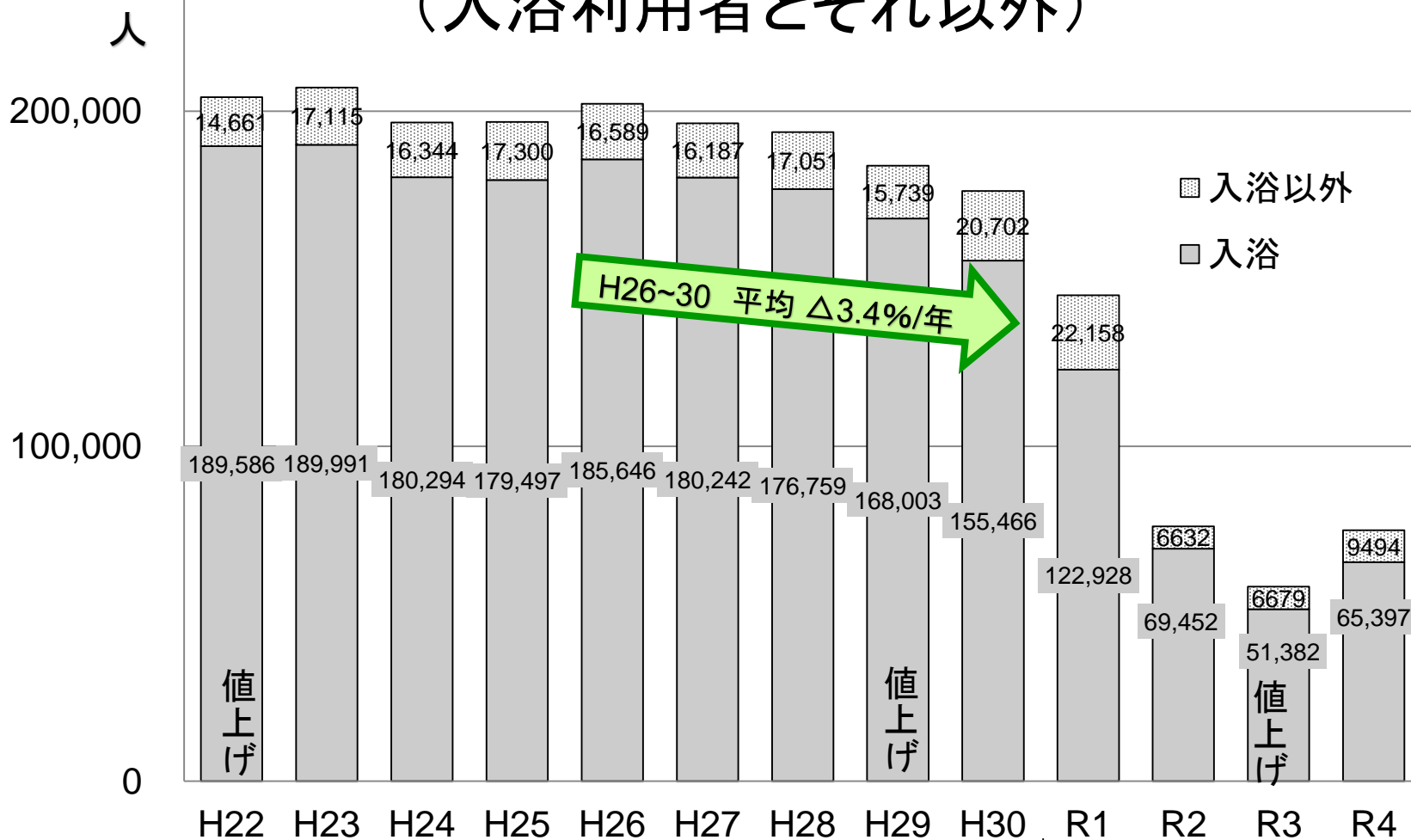
改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認したうえで3年後に改めて利用者負担の見直しの検討を行うこと。

障害者及びその介助者の利用料金について、障害者等の意見を十分に聴取した上で、有料化も含めた検討を行うこと。

利用料金の改定スケジュール

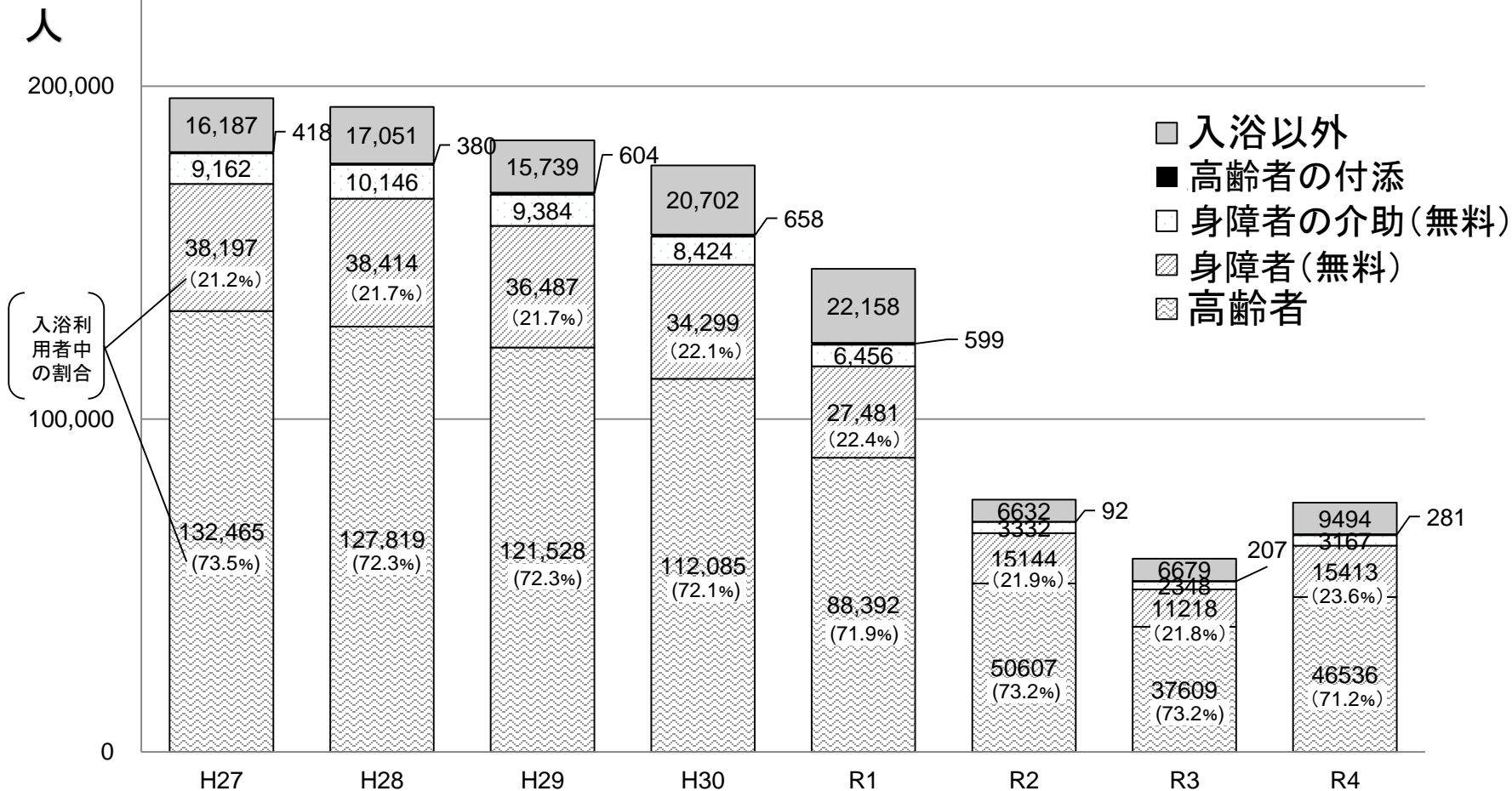
令和5年 5月	審議会へ諮問 (5/30 社会福祉審議会、老人福祉専門分科会)
令和5年 9～1月	実態・分析報告及び考え方の整理(分科会) 答申案決定(分科会) 審議会から答申(本会・分科会)
3月	条例改正
令和6年 4～6月	市民周知
7月	料金改定

利用者数の推移 (入浴利用者とそれ以外)



R1 コロナ休館約1ヵ月 災害休館約6ヵ月(1館)
 R2 コロナ休館約2ヵ月 災害休館約6ヵ月(1館)
 R3 コロナ休館約5ヵ月 施設1減
 R4 コロナ休館約2ヵ月

利用者数の推移(利用者内訳)



【参考】 年間の利用料金収入

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
施設数	10	10	10	10	10	10	9	9
利用収入 (千円)	18,877	18,116	21,683 (値上げ)	21,063	16,644	9,410	8,549 (値上げ)	11,079